

国立大学法人鳴門教育大学ハラスメントの相談への対応に関する実施要項

平成18年11月20日
学 長 裁 定
改正 平成23年7月28日
平成24年6月19日
平成27年1月21日
平成29年3月8日
令和4年10月12日

(趣旨)

第1 国立大学法人鳴門教育大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年規程第16号)第17条の規定に基づき、ハラスメントの相談への対応については、この要項に定めるものとする。

(相談員の留意事項)

第2 相談員は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 相談等に当たる場合は、原則として2人の相談員で相談等に当たること。なお、相談者又は被害者とされる者(以下「相談者等」という。)が希望した場合は、1人で対応することができる。
- (2) 相談等に当たる場合は、相談者等の希望する性の相談員が同席するよう努めること。
- (3) 相談等に当たる相談員は、相談に適切に対応するために、相互に連携し、協力すること。
- (4) 相談等に当たっては、相談者等の意向をできる限り尊重し、解決策を押しつけることのないようにすること。
- (5) 相談等に当たっては、ハラスメントに当たるような言動を行わないようにすること。

(事実関係の聴取方法等)

第3 相談員が相談者等から事実関係等を聴取するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 相談者等の主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聞くこと。
- (2) 相談者等が求める対応又は措置等を把握すること。
- (3) 相談への対応に当たり、どの程度の時間的余裕があるかを把握すること。
- (4) 事実関係について聴取する場合は、次の事項を把握すること。なお、これらの事実を確認する場合、相談者等が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者がいるのかを確認すること。
 - イ 当事者(被害者及び加害者とされる者)間の関係がどうか。
 - ロ 加害者とされる者(問題とされる者)の言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
 - ハ 相談者等は、加害者とされる者に対してどのような対応をとったか。
 - ニ 監督者等に対する相談を行っているか、また相談したときに監督者はどのような対応をとったか。
- (5) 聴取した事実関係等を相談者等に確認すること。
- (6) 相談の記録・報告等に当たっては、別記様式に定めるハラスメント相談記録簿・報告書によるものとし、原則として当事者の氏名は匿名とする。

附 則
この要項は、平成18年11月20日から実施する。

附 則
この要項は、平成23年7月28日から実施する。

附 則
この要項は、平成24年6月19日から実施する。

附 則
この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則
この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則
この要項は、令和4年10月12日から実施する。

2 相談者以外の者への相談	
3 相談者の求めるもの	
4 相談についての扱い	
<input type="checkbox"/> 総務委員会へ（ 調整 ・ 調停 ・ 苦情申立て ）の手続きを求める。	
<input type="checkbox"/> 総務委員会へ手続きを求めないが、その他の手続きを求める（以下、求める対応を記載）。	
5 その他	
措置等の経過記録	
年 月 日	事 項
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	

※記録・報告にあたっては当事者の氏名は原則として匿名とすること。
（提出先 総務課労務係）